

毎週火、金曜日発行(但休日(に当るときは翌日)昭和四年四月十五日第三種郵便物認可)

# 鳥取県公報

目次  
◇電気訓令 鳥取県管発電所ダム管理規程

## 電気局訓令

鳥取県管電気事業訓令第二号

局 本 庁 一 般  
各 発 電 所

鳥取県管発電所ダム管理規程を次のように定める。

昭和三十五年九月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県管発電所ダム管理規程

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 貯水池の水位(第五条)

第三章 平常時の業務(第六条・第七条)

第四章 警戒時の業務(第八条・第十三条)

第五章 ゲートの操作(第十四条・第十六条)

第六章 調査報告(第十七条・第二十一条)

第七章 雑則(第二十二条)

附 則

第一章 総 則

(趣旨)

第一条 鳥取県管発電所(以下「発電所」という。)のダムのうち、河川堰堤規則(昭和十年内務省令第三十六号)及び発電用高堰堤規則(昭和十年逓信省令第十八号。以下「逓信省令」という。)の適用をうけるものの管理に関しては、別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(ダム主任者及びダム係員)

第二条 ダムの管理に関する事項を担任させるため、それぞれのダムにダム主任者(以下「主任者」という。)

一人及びダム係員(以下「係員」という。)若干人を置く。

2 前項の主任者は、通信省令第八条第二項に規定する堰堤主任者をもつて充てる。

(主任者及び係員の業務)

第三条 主任者は、発電所の長(以下「所長」という。)の指揮を受け、ダムの管理に当たらなければならない。

2 係員は、主任者の指揮に従つて、その任に当たらなければならない。

(管理範囲)

第四条 主任者の管理範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 堤体及びこれに附属する諸施設

二 取水口及びこれに附属する諸施設

三 貯水池及び調整池(以下「貯水池」という。)並びに貯水池内の諸施設

四 ダムに関する通信施設及び動力設備

五 その他必要と認められる区域内の土地

第二章 貯水池の水位

(貯水池の水位)

第五条 貯水池の水位の基準は、計画最低水位を零としたものとする。

2 貯水池の水位は、計画最高水位より上昇させてはならない。

3 貯水池の水位は、第十七条第一項第四号に規定する場合を除き、計画最低水位より低下させてはならない。

第三章 平常時の業務

(点検整備)

第六条 主任者は、次の各号に掲げる事項について、点検処理し、異状を認めるときは、遅滞なく所長に報告し、指示を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ないときは、適宜の処置をとるとともに、その旨をすみやかに所長に報告しなければならない。

一 ダムに設けたゲート及びその附属設備の点検、整備及び試運転を行なうこと。

二 通信施設及び動力設備並びに水位及び雨量観測設

備の点検整備を行なうこと。

三 監査廊内の巡視点検を行なうこと。

四 取水口については、流水阻害物を除去し、絶えず良好な状態に保つこと。

(監視)

第七条 主任者は、管理区域内の状況を絶えず監視するとともに、これらに悪影響を与える行為を取締り、良好な状態に維持するよう努めなければならない。

第四章 警戒時の業務

(警戒時体制に入る場合)

第八条 主任者は、次の各号の一に該当する場合においては、警戒時体制に入らなければならない。

一 鳥取地方気象台から暴風雨警報又は大雨警報が発令されたとき。

二 鳥取地方気象台から風雨注意報又は大雨注意報が発令され、貯水池の水位が計画最高水位を越えることが予想される時。

三 貯水池の水位が計画最高水位マイナス二十センチ

メートルに達し、なお上昇し、計画最高水位を越えることが予想される時。

四 その他非常事態が発生したとき又は予想されるとき。

五 前各号に掲げるもののほか、所長が命じたとき。

(警戒時体制の作業)

第九条 主任者は、前条により警戒時体制に入ったときは、直ちにその旨を所長に報告するとともに、必要な係員を召集して、それぞれ担当部署に配置し、作業を命じなければならない。

2 主任者は、警戒時体制において、次の各号に掲げる事項を処理しなければならない。

一 ゲート操作に要する機械器具及び電源等の点検を行ない、ゲート操作の準備をすること。

二 夜間作業に備え、各作業箇所の照明及び携帯灯その他必要な器具を点検整備すること。

三 第十八条第一項各号に定める事項を調査測定し、所長に報告すること。

四 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第七条の規定による水防計画に定める水防本部現地指導隊(以下「水防指導隊」という。)等と適宜連絡するとともに、気象情報に注意し、気象の変化及び河川の出水状況を掌握すること。

五 その他必要な事項

3 主任者は、貯水池から放流を行なう必要を認められた場合は、第十条から第十二条まで及び第十四条から第十六条までの規定により、ゲートを操作し、適切な放流を行なわなければならない。

(放流の制限)

第十条 放流量は、その時の貯水池流入量を超過してはならない。ただし、やむを得ない場合は、それぞれの発電所の最大使用水量を限度として、その時の貯水池流入量にかかわらず放流することができる。

(放流に関する警報)

第十一条 所長は、放流を行なうときは、必要に応じ予定の放流量及びその時刻を、次に掲げる関係機関にあ

らかじめ通知するとともに、必要と認めるときは、警報車を利用する等の方法により、これを一般に周知させて、危険防止に万全を期さなければならない。

一 電気局

二 関係水防指導隊

三 関係巡查駐在所

四 関係市町村

2 所長は、必要に応じ、放流状況を、前項各号に掲げる関係機関に通知しなければならない。

(放流終了後の処置)

第十二条 主任者は、放流の作業を終了したときは、作業記録をすみやかに整理するとともに、放流による影響を調査し、その状況を第二十一条の規定により、所長に報告しなければならない。

(警戒時体制の終了と処置)

第十三条 主任者は、警戒時体制の必要がなくなつたと認めるときは、これを解除し、その旨を所長に報告するとともに、管理区域内を巡視し、必要な措置をとら

なければならない。

第五章 ゲートの操作

(ゲートを操作することができる場合)

第十四条 余水吐及び土砂吐ゲートは、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ所長の指示を受けて、操作することができる。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

一 貯水池の水位が、計画最高水位に達し、なお上昇する見込みがあるとき。

二 ゲートの点検、整備又は試運転を行なう必要があるとき。

三 管理区域内の諸施設について、点検、補修等を行なうため、貯水池の水位を低下させる必要があるとき。

四 その他やむを得ない理由により、貯水池水位の低下、土砂の排出又は放流を行なう必要があるとき。

2 取水口ゲートは、通常開放しておくものとし、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ所長の指示

を受けて、操作することができる。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

一 ゲートの点検、整備又は試運転を行なう必要があるとき。

二 導水路の断水又は充水の必要があるとき。

三 その他必要があると認められるとき。

(動力源)

第十五条 ゲートの操作は、電源操作とする。ただし、電源操作が不可能な場合又は微動操作が必要な場合は、手動により操作するものとする。

(ゲート操作の一般的注意)

第十六条 余水吐及び土砂吐ゲートの操作を行なう場合は、上下流に急激な水位の変化を起こさないよう、次の各号に掲げる事項に留意して、慎重を期さなければならない。

一 ゲートの開閉順序及びその開度差

二 同時操作のゲート数

三 ゲート開閉速度と流量変化との関係

四 ゲート開度と放流量との関係

2 取水口ゲートの操作を行なう場合は、導水路内の水圧に急激な変化を起こさないよう、特に慎重を期さなければならぬ。

第六章 調査報告

(管理日誌)

第十七条 主任者は、第十八条第一項各号及び第十九条各号に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項について調査し、管理日誌に記録しなければならない。

- 一 勤務及び作業の概要
- 二 ダム及びその附属諸施設の点検、整備及び試運転の状況

三 管理区域内の概況

四 その他必要と認める事項

(速報)

第十八条 主任者は、毎日定められた時刻に、次の各号に掲げる事項について、調査測定し、そのつど所長に報告しなければならない。

- 一 貯水池の水位
- 二 ダム地点の気象状況

イ 天候

ロ 気温

ハ 雨量

ニ 積雪量及び溶雪量

三 ゲートの開度

2 主任者は、警戒時体制においては、所長の指示に従がつて、前項各号に定める事項及びその他必要な事項について、絶えずその変化を測定し、その結果を所長に報告しなければならない。

(月報)

第十九条 主任者は、次の各号に掲げる事項について、

毎日定められた時刻に調査測定し、一月分を取りまとめ、翌月五日までに、所長に報告しなければならない。

- 一 堤体若しくはこれと基礎地盤との接触面又は付近の土地よりしん出する水の量及び温度
- 二 貯水池の水温

(年報)

第二十条 主任者は、次の各号に掲げる事項について、毎年度一回以上、必要と認められるときに調査測定し、その結果を、翌年度四月五日までに、所長に報告しなければならない。

- 一 土砂堆積状況及び貯水容量
- 二 流域内の地況

(放流報告)

第二十一条 主任者は、放流終了後、すみやかに次の各号に掲げる事項について、調査点検し、所長に報告しなければならない。

- 一 ゲート開度と放流量の推移並びに総放流量
- 二 貯水池水位の推移
- 三 放流による堤体溢流部構造物への影響
- 四 放流の原因となつた雨量及び溶雪量
- 五 その他必要な事項

第七章 雑則

(施行規定)

第二十二条 所長は、所管するダムの特殊事情を考慮して、その具体的な維持及び操作要領を定め、局長の承認を得て、これを実施するものとする。

附 則

この訓令は、昭和三十五年九月二十七日から施行する。